

人口と世帯

男 2,291
女 2,445
計 4,736
世帯数 1,139
49.11.1現在

星
広報さい

49. 11. 25

No. 113

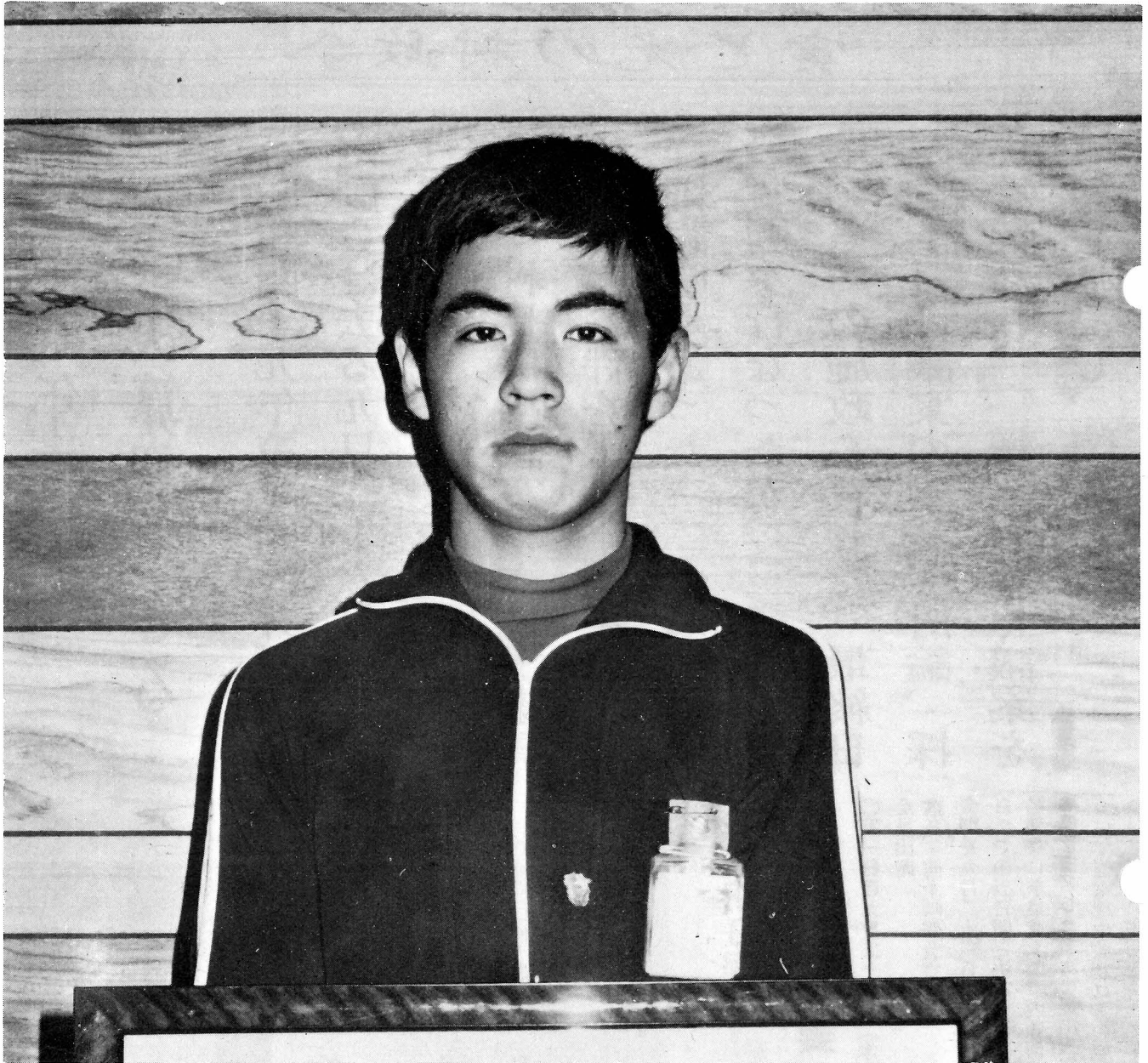
編集と発行

佐井村役場

民生相談課

印刷

協同印刷



石沢尚人君

(佐井小六年)

青森県健康優良
児童審査会

で一位

七月十七日、むつ市大平小学校で行なわれた下北地区健康優良児童生徒審査会で一位、九月二十五日、青森市北高で行なわれた青森県健康優良児童で一位に入賞しました。身体、知能、学力にすぐれ社会性にとんでいる児童にあたえられるものです。尚人君おめでとう

11
月号

9月定例議会終る

みのり ひかり

実と光の村政へ

四十八年度

決算認定さる

昭和四十九年第三回佐井村議会定例会は去る九月二十六日招集され、会期を三十日までの五日間と決定、村長提出議案十六件、議員提出議案二件を上程、提案理由の詳細説明があつた。二十八日は一般質問を行なつたが、三議員が登壇、当局の施政を質した。最終日の三十日は議案の質疑、討論、採決を行ない、一議案を除く議案を原案通り決し、閉会した。

会期日程

及び概要

○第一日目九月二十六日(木)

全員出席

議長午前十時開会宣告

会期を九月二十六日から九月三十

日までの五日間と決定。会議録署

名議員に奈良兼太郎、内藤清美両

議員を指名した。次に提出議案に

ついて提案理由並びにその概要に

ついて、に説明があつて午前十



【議会光景】

時五十五分散会し、午後一時から議案熟考を行なつた。

○第二日目九月二十七日(金)、議案熟考のため休会

○第三日目九月二十八日(土) 全員出席

午前九時再開、一般質問を行なつたが、通告順に従い、長後雄二、

田中徳太郎、川畑寅吉の三議員が登壇、当局の施政を質し、答弁が

なされ午前十一時五十分散会した

○第四日目九月二十九日(日) 休会

○第五日目九月三十日(月)
 出席議員十三名、欠席議員二名
 午前十時再開、議案について順次
 質疑、討論、採決を行なったが、

提出された議案と

その説明

村長提出議案

◎報告第五号

専決処分報告の件

1. 専決第五号

一般会計補正予算

保育所の増築に関連した工事費の補正である。

2. 専決第六号

むつ地区環境整備組合規約の一部を改正する規約

六ヶ所村の加入を認めたことである。

◎議案第四十二号

教育委員会委員選任について同意を求める件

九月三十日で任期満了になる太田俊勇氏の後任として西村重次郎氏を選任するものである。

◎議案第四十三号

公平委員会委員選任について同意を求める件

九月三十日で任期満了になる若山直衛氏を再任するものである。

◎議案第四十四号

長後漁港局部改良事業工事請負契

一議案を除く議案(原案通り)決し五日間に於ける総べての案件を議了し、閉会を宣告して終了した。

約について

八月十八日の入札の結果、細川建設に落札し、仮契約をしていたものを本契約するものである。

◎議案第四十五号

佐井村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

本年度の課税標準の総額が決定したのでそれぞれの税率を改正するものである。

◎議案第四十六号

佐井村議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正条例

◎議案第四十七号

報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正条例

◎議案第四十八号

佐井村職員等旅費に関する条例の一部改正条例

最近の物価の上昇に伴って車賃の定額十五円を十八円とし、バス路線のあるところについてはバス賃の実費支給とするものである

◎議案第四十九号

昭和四十九年度一般会計補正予算(第五号)

◎議案第五十号

昭和四十九年度佐井村国民健康保険事業特別会計補正予算(第一号)

既決予算五億二千八百四十五万八千円に対して四千七百四十二万六千円を追加するもので、歳入の主なもの、地方交付税二千六百四十二万九千円、保育所保護者負担金百八十三万五千円、福浦、牛滝間の災害復旧施工に伴う国庫補助金七百五十二万三千円、野平地区飼料作物振興対策生産調整等に対する補助金百二十一万六千円、原田林道整備事業の雑入として八十二万三千円、長後漁港の繰越分に対応する村債三百七十万円、原田地区草地開発事業債百万円、野平地区飲用水供給事業債九十万円、福浦、牛滝間の災害復旧事業債三百五十万円。

歳出の主なもの、人事院勧告に伴う職員の給与費二千四百二十二万五千円、簡水会計へ繰出金として百六十八万七千円、野平草地開発飼料作物生産振興事業の補助として百五十二万円、原田漁港関連道路の土地買収費四百三十一万一千円、土地開発基金繰出金百五十万円、古佐井地区側溝整備増百十四万六千円、矢越大沢線の道路工事増八十万円、奨学資金百万円の増等である。

◎議案第五十一号

昭和四十九年度簡易水道事業特別会計補正予算(第一号)

既決予算一千六百十九万一千円に百六十八万七千円を追加するもので、歳入は繰入金百六十八万七千円、歳出は資材の値上がりと人件費が主なものである。

◎議案第五十二号

昭和四十八年度佐井村一般会計歳入歳出決算認定について

歳入合計額は四億九千五百三十二万二千五百五十二円で、その主なる内容は地方交付税二億八千四百八十一万七千円、国庫支出金四千七百七十九万五千二百九十九円、県支出金四千九百五十八万二千二百八十八円、村債六千六百四十万円、依存財源が九十一、三%を占め、自主財源は僅か八・七%の結果である。

◎議案第五十三号

昭和四十八年度佐井村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

歳入合計は五千六百三十八万九千六百九十三円で、その主なる内容は国庫支出金三千五百三十五万二千二百九十九円、県支出金四万九千六百二十三円、保険税一千九百三十万二千五百円、繰越金百五十七万八千二百一十一円となっている。

◎議案第五十四号

昭和四十八年度佐井村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

歳入合計は五千五百三十九万七千五百五十二円で、主なる内容は水道料七百七十七万六千八百六十円、繰入金九百六十三万七千五百五十七円、繰越金三百一十一万円、受託事業収入百八十八万一千二百五十八円、村債二千八百八十万円である。

歳出合計は五千五百三十九万七千五百五十二円で、内容は別添の通りである。

◎議案第五十五号
 青森県自治会館管理組合規約の変更に
 従来、管理者の補助職員として助役及び収入役がおかれてあったが、管理者、副管理者と従来の内容を改正した。

◎議案第五十六号
 教育委員会委員の任命について
 議案第四十二号が不同意されたため更に三戸玲子氏を提案するも

千円のが出たので当該年度に繰越し、歳入財源とした。
 歳出については職員の給与費百五十九万二千円、予備費十一万六千円である。

◎議案第五十一号
 昭和四十九年度簡易水道事業特別会計補正予算(第一号)
 既決予算一千六百十九万一千円に百六十八万七千円を追加するもので、歳入は繰入金百六十八万七千円、歳出は資材の値上がりと人件費が主なものである。

◎議案第五十二号
 昭和四十八年度佐井村一般会計歳入歳出決算認定について
 歳入合計額は四億九千五百三十二万二千五百五十二円で、その主なる内容は地方交付税二億八千四百八十一万七千円、国庫支出金四千七百七十九万五千二百九十九円、県支出金四千九百五十八万二千二百八十八円、村債六千六百四十万円、依存財源が九十一、三%を占め、自主財源は僅か八・七%の結果である。

◎議案第五十三号
 昭和四十八年度佐井村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
 歳入合計は五千六百三十八万九千六百九十三円で、その主なる内容は国庫支出金三千五百三十五万二千二百九十九円、県支出金四万九千六百二十三円、保険税一千九百三十万二千五百円、繰越金百五十七万八千二百一十一円となっている。

◎議案第五十四号
 昭和四十八年度佐井村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
 歳入合計は五千五百三十九万七千五百五十二円で、主なる内容は水道料七百七十七万六千八百六十円、繰入金九百六十三万七千五百五十七円、繰越金三百一十一万円、受託事業収入百八十八万一千二百五十八円、村債二千八百八十万円である。

◎議案第五十五号
 青森県自治会館管理組合規約の変更に
 従来、管理者の補助職員として助役及び収入役がおかれてあったが、管理者、副管理者と従来の内容を改正した。

◎議案第五十六号
 教育委員会委員の任命について
 議案第四十二号が不同意されたため更に三戸玲子氏を提案するも

のである。

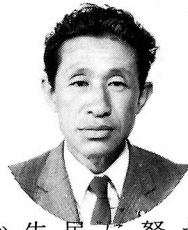
議員提出議案

◎意見書案第七号

福浦漁港区域内の公有水面埋立て

長後 雄二議員

一、常備消防の充実について
常備消防が設置され、日も浅い



がたゆまぬ努力と訓練によって村民の財産と生命を火災から防衛し

ていることを村民等しく評価し、希求している。又ポンプ車の導入と職員一人の増員を図ることによって更に防災体制に壮拳を添えることが出来たことは喜ばしい限りである。九月四日の台場地区の火災はポンプ車の活躍によって小事に押えたとのことであるが、この成果の実況と今後の見通しについて又、消防無線が設置されるようであるが、この機能範囲や管理体制をどうするのか。技術者、事務員の受入れ等、いずれは採用されなければならないのではないのか。当初の計画によると将来十二名の消防職員を必要とされているが、財政事情から現在の陳容にあるが、早期に動員するために

に関する意見書提出について

◎決議案第三号

原子力船「むつ」の帰港中止及び母港返上に関する決議

次計画を樹立すべきと思うが、所見をお尋ねする。

二、原子力船「むつ」の問題について

今や全国的に「むつ」母港帰港阻止に発展したことは周知のことである。二十五日の反対集会に村長がメッセージを送ったと聞いているが、その趣旨の程を示していただきたい。又村長は当日出張で集会には参加しなかつたにしても助役はこれにどのような連帯の意を示したのか。それから漁業は佐井村の地域産業のウエートの座を占めるだけにこの問題をどのように漁協では重視しているのか、知っている限りに於て産経課長にお答え願いたい。特に仮泊地として仏ヶ浦も指示されたが当村に何らかの行政上の連絡指導があつたのかどうか、どう解決するにしても佐井村独自の立場から断固反対し、抗議すべきと思うが村長にその決意があるのかどうか。

村長答弁



機材の運営は出来ないものと思ふ。将来はこれを目標に考えて

一、指摘の通り完全体制として十二名程度の常備員がなければ安全な機材の運営は出来ないものと思ふ。将来はこれを目標に考えているが、当面の問題として現在の機材を十分に活用し、単に常備消防だけの問題でなく地域ぐるみで先ず火災を出さないように、更に

村政に対する一般質問と答弁

火災になつた場合には機材が充分活動出来るように村民の協力等をお願いしていきたい。従つて直ちに十二名の職員を充足すると云う体制にはなつていない。非常勤消防団と機材を中心に話し合いを更に練り対処したい。又無線については広域地域に於いて重要な任務を果すのではないかと考えており、現場の指揮判断等の活用については期待を持っていない。従つて特に無線のための技術者あるいは事務員を置く考えは今のところはない。ただ技術面に於いては分署員の中にその技術を持った者が

いるのでそれを活用していきたい
二、原則的な私の考えは二者択一の態度を求められずと「疑わしきは取らず」と云う態度で一貫して参りたい。又集会には原子力側に民主的な進展を期待する趣旨の基にメッセージは送っているし、仏ヶ浦の指定については私度東京中であり青森へ入つて県の秘書課に参り知事の態度を伺いたいと思つた訳です。ところが知事はこの問題のため非常に多忙で直接連絡することが出来なかつたので課長補佐からは「仮泊地が確定する以前に地元首長との話し合いの結果に

する社会、生活環境、火災、その他の災害の危険性に対処して住民生活の安全管理者としての責務を果たし、地域住民の期待に応える消防活動を積極的に実践することにあると考えます。それから去る九月四日の火災のことですが折角日常広報で火災、救急の場合は是非一一九番へ通報願いたいと思つているが、その近所にある電話で通報がなかつたと言ふことが問題だつたと考えている。火災の現場に望んだ際に、今回購入した水槽タンク車は二千リッターの水が入つており現場へ到達して直ぐ放水出来たと云ふこと

より決定したい。この原則は知事自体も捨てていないので若し、仏ヶ浦沖合いとなると村長にも連絡があり、そして意向を質するのでその折はよろしく」とのことでした

助役答弁

二、連帯性にどう対処するかと云ふことですが、私も安全性が確認されない以上



イエスと言えない訳です。仏ヶ浦の指定については村長合長達といろいろ話し合い、又漁民

は丁度不在のため連絡がとれず組合長達といろいろ話し合い、又漁民

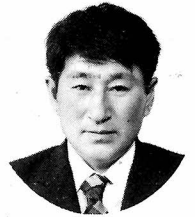
は非常に反対の意志が強いことなどから村としても反対であると云う意志を表明したところ、翌朝村長からもやはり漁民の意志を尊重して反対すべきであると言う電話があり、前日とつた措置が地域住民の意向をふまえて妥当であったと云うことを確認出来た次第です。

産経課長答弁

三、漁協としては九月四日を皮切りに情勢によりその都度緊急理事会をもつたようです。九月五日には湾内漁民決起大会が青森で開かれており、それには漁民代表約二十名が参加している。更に九月十日県漁連が窓口となって入港阻止の行動を開始すると云うことについても賛同し、決議されているようです。「むつ」の仮泊港予定地に仏ヶ浦と云うことが出された際には、直ぐ翌朝緊急理事会を開き単に大型動力船だけでなく船外機まで及び全漁船が出動し阻止するんだと云う構えを見せていると伺っている。

田中徳太郎議員

一、磯谷以南の県道編入について 現在、民間の土地が沢山ある。その補償の問題がちらほら出ているのでそれらの対策を立ててほしいし、又当然バス路線としても考



川目間の村道について
二、磯谷、川目間の村道について

えていただかないばならないと思うので努力してもらいたい。

現在ブルドーザーもあるのですが月に一回位は補修すべきであるし、又道路巾が狭いため車の交差に困るので二ヶ所位交差の出来る箇所をつくってもらいたい。

三、両佐井の村道について 第二期山振事業でやると言われているが、当村の舗装は他町村と比較して非常に遅れている。村民が一番期待していることですから一日も早くその実現にも努力していただきたい。

四、ブルドーザーの貸付について 現在、ブルが私達の目にとまらなくなつた。いろいろ聞くところによるとどこかへ貸しているとのことです。この大事なものを貸すと云うことは決して許されないと云う。出来ることならば常備職員をつけて常時村道の補修等にあたらせるのが当然ではないか。

五、収入役について 村長は何かしら村条例に違反していないか。村も家庭と同じように財布のひもをキチンとするためには是非共必要と思うので一日も早く実現していただきたい。

村長答弁

六、長後校グラウンドについて このことについては以前に請願書が上がりましたが、それが採択され村長が直すと言つてある。しかしまだ直していない。これについても努力していただきたい。

一、福浦までの県道移管についての測量は終つた。あとはこれを県の事業計画の中に入れることになる訳で、それに伴つて私有地を利用している点については所有権の移転を行なわなければならない。

このことについては土地の所有者との話し合いが当然出る訳で、今県で完成した測量図からみると所有地の明確な線引きは出来ていない従つてどなたの所にどの程度入っているかは不明確です。いずれにしても所有権の移転を行ない正式な県道敷地とする際には従来利用していた土地の面積に対して妥当な線でもつて解決したい。それからバス路線ですが、バス会社は営利会社であるので、その点については営業性の問題が出て参る訳ではバス会社がどう判断するかこれによつて基本的に確定するものと考える。

二、全くご指摘の通りである。あの道路には道路自体の特性があるのでそれを生かすよう整備しておかなければならない。現在の実情とにらみ合わせて補修、改良を加え

たい。

三、第二期山振事業に大きな期待をもつておつたが、道路行政の面から一寸無理なような状態であり、第二期山振の対象とならない場合は単独事業で改良したいと現在計画の中である。

四、村に關係のない仕事に貸付しているのではない。これについては建設課長から説明させる。

五、地方自治法の建前から言うところに入役は置かなければならないことが前提になつてゐる。従つて私もなるべく早く実現したいと思つている。

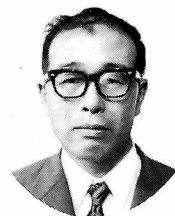
六、一応業者の見積りも提出させており、何かの事業と併用して行なうと経済的に出来るのではないかと考えておつたが、思うようにいかない状態なので新しく計画を早く地元の教育に支障の来さないようにしたい。これらの諸問題に於いては五十年の予算編成にあつた一つ一つの重点的な事業として配慮したい。

建設課長答弁

四、実は貸付している相手は営林署である。それで費用については西海岸線等に負担が伴うのでその負担金を軽減する意味でブルドーザーを配置し、その資金繰によつて現在の負担金から差引くんだと云うことで貸している。ただ運転に専属がないので機種だけを貸

川畑 寅吉議員

一、旧川目分校跡地について 藤太沢から搬出される木材が將來相当あると思われ



村直営の貯木場とする

すことで管理について問題があるとのことだと思つたが、その点は充分注意するようお願いしてある。

一、旧川目分校跡地について 藤太沢から搬出される木材が將來相当あると思われ、ここで川目部落と円満な方向で土地を収容する方法はないものでしょうか。若し可能なものであるならば、貯木場として使用料条例を設定し、誰でもが安心して使用出来るようにすることを望むものである。

二、中磯谷の補助港及び大沢の導船溝について 中磯谷に補助港を造る計画がなされているようですが、漁港区外のため、振り出しにもどつた感じで関係地域住民ががっかりしていることと思われ。漁港区の変更は早くても二、三年を要するものならば災害はいつ生じるか知れない。第二、第三の人身事故が生じないとも限らない。このことを関係機関に強く訴え一刻も早く漁港区変更を実現させ、補助港建設に

努めるべきである。又大沢の導船溝であるが県としては佐井漁港区内にあるので、それは可能だろうとのことですが、このことについての考え方を示していただきたい。

村長答弁

一、旧川目分校跡地は現在川目婦人農業研究グループの利用にゆだねている状態であるが、実情を調査して対処したい。

二、漁港区域でないから出来ない訳ですが、その点については海岸地域の管理権のある建設省に呼びかけ、生産環境の整備と云う立場から県の農政課、その他には既定の方針で望んでいる。勿論、県と国とのヒヤリングの結果を待ちませんが、先般、会長である野原正勝先生にはこのような問題があると云うことは申し上げておいた。ただ、事業量を算定したところ第二次山振自体の二千万円の金額では期待した程の設備が出来ないようなので第二次山振で根幹的は仕事をやり、他は単独事業なり漁港区域の拡張を運動して追加しなければならぬことになりなす。

建設課長答弁

二、これは事実、漁港区域外に設置する訳で、あくまでも建設省所管の海岸保全区域です。これは海岸

法第七条の適用を受けて海岸施設として設置するんだと云う考え方で漁港と別個に進めると云うことです。又大沢の導船溝については現在、県の折衝の段階では問題はないのかと云う方向になつており、具体的には五十米延長、巾十米程度の導船溝を設置する考え方で進めている。

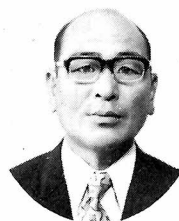
議員紹介

一 番	横 浜 清
二 番	西 村 福 男
三 番	川 畑 寅 吉
四 番	吉 田 順 一
五 番	田 中 徳 太 郎
六 番	奈 良 兼 太 郎
七 番	松 沢 勝 雄
八 番	内 藤 清 美
九 番	大 畑 勝 義
十 番	東 出 昇
十一 番	樋 口 忠 義
十二 番	奥 本 文 男
十三 番	長 後 雄 二
十四 番	大 石 健 次 郎
十五 番	石 沢 多 佳 樹
十六 番	(議席順)

昭和四十八年度 決算に対する討論

賛成討論

松沢 勝雄議員



歳出の点については多少の難点があるやと思われませんが、我々が無理な注文をつけた結果も一つの理由だと思われます。

四十八年度で完成されなかつた漁港、道路等は四十九年度、五十年でやっていただくことを期待いたします。各議員の方々におかれましても満場一致で賛成とのご協力をお願いして私の賛成討論といたします。

内藤 清美議員



四十八年度の国民健康保険特別会計の決算認定について多少の見解と二、三の要望を付して賛成討論をします

大石健次郎議員



「現在、水道管から漏水が度見られ、その度に修復工事のへ

四十八年度水道会計決算の認定にあたり賛成の論を述べます。

成果説明書では四十九年度は大巾な施設が予定されるとしてあるが予算外に何か保健衛生関係の施設等の企画があれば知りたいものです。次に私共の再三の要望にこたえて計画された急患の輸送費半額負担はユニークな施策として県下の注目を集め高く評価されましたが担当課長の説明では、その利用件数が非常に少ないことでありますしかしその実情は決してそうではなくまだまだ利用方法が徹底されていらないのかと思われます。折角のアイデアでもありますので住民が平等にそして気軽に利用されるよう行き届いた指導を望みます。又保険税の収納状況であります。前年度より収納率は上回ったとしながらもまだ相当の未納額を残しているのが収納の方法、対策に更に検討を加えていただきたい。四十八年度予算と総合した

決算の内容は数字的にはあえて取り立てて質問されるものもありませんでしたので、以上を申し上げて要望として賛成の意を表します。

ん度が非常に多い。その都度費用の増加計上が具申されるが、もつと適切な対策をなすべきであると考え。

二、長後、福浦、牛滝の水道設備機具類は耐久年次を過ぎて故障が非常に多い。一年間に二日から三日に続く断水が何回もあります。速やかに機具類の総点検をして機具の更新を図るべきであると思う。

三、現在の水道料金の算定基準はまだまだ不合理が多く苦情が絶えない。そこで計量規制いわゆるメーター制に切り替えることが最も望ましいのですが、その合理化を具体的に押し進めるべきだと考えます。

四、磯谷地区の水止栓のふたがいろいろも正規のものでなく仮のようなもので非常に危険度がある。現に落し穴状態になつていてそこに落ち込んで足の骨を折つた者が出ており、現在も危険なまま放置されておりますので早急に対応すべき

であると考えます。

最後に水道事業は自主採算を原則とする設備経営事業であるので現在の物価高騰の進行度からみて今後の工事資材や設備管理の費用は高額となる見込みがございます。そうなるに必然的に一般財源を圧迫し、結局は水道料金の値上げと云う受益者への直接パンチがはねかえつてきます。このために充分なる施策と常々の改良を一層強く望みます。以上四点を意見として四十八年度水道会計歳入歳出決算認定に賛成をするものである。

東出 昇議員



述べて賛成討論とする審査の概要
提出された決算書の

審査には一日余を費やし、各担当課長の説明を求め、慎重審査にあたったが、時間不足のため、関連する現地調査及び物件の対象調査が出来なかつたことは遺憾であつた。もつとも会期日程は議会に於いて決定するものであるが、諸般の事情により会期延長が不可能なことも多いので、議会招集にあつては、この点留意するよう望む。

審査の結果

過去三ヶ年続いた赤字財政の建て直しに努力されてきたが、収入役の長期病欠と云う悪条件下に努力しながら、財務の適正運用に努力された労は多とするものである。決算書の早期提出と法二百三十三条の四の規定により添付された主要施策成果説明書は従来以上に懇切なものであり、行政の成果が一読して知ることの出来たことは良として評価する。

一、一般会計について

歳入総額の五十七、五％は地方交付税に依存し、自主財源は僅か六、二％にとどまっているが、村税の収納率は年々向上し、徴収努力は認められるものの固定資産税一千四十四万二千八十円の調定に対して収入未済額百四万七千五百円で収納率は八十九、九％であり更に軽自動車税及び木引税の未収が目立つので内容を更に検討して収納に努力されたい。尚、たばこ消費税は六百八十七万四百五十円で村民税の六十八％に相当する貴重な財源であるので、今後共村内での購入PRにつとめ、増収を計られたい。
歳出では建設事業に於いて焼却炉の新設、福浦校へき地集会所の建築、佐井中グラウンドの整地及びブルトーザーの導入等に特色が見

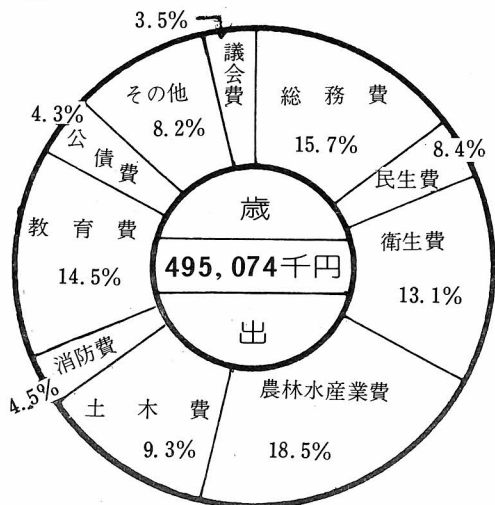
昭和48年度佐井村一般会計決算状況

(昭和48年度決算統計から)

2. 歳 出

(1) 目的別歳出内訳

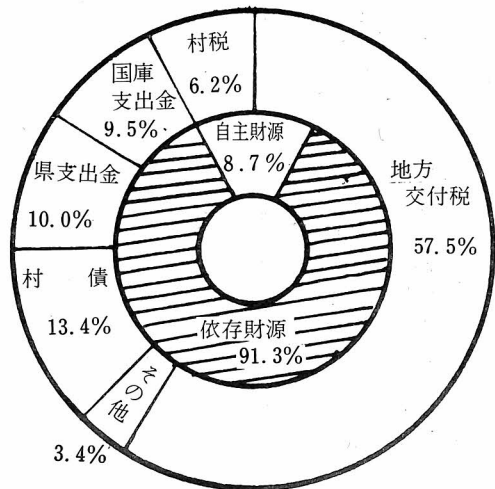
款	歳出済額	比率
1 議 会 費	17,247	3.5
2 総 務 費	77,580	15.7
3 民 生 費	41,648	8.4
4 衛 生 費	64,841	13.1
5 労 働 費	1,107	0.2
6 農 林 水 産 業 費	91,719	18.5
7 商 工 費	8,850	1.8
8 土 木 費	46,155	9.3
9 消 防 費	22,332	4.5
10 教 育 費	71,745	14.5
11 災 害 復 旧 費	11,765	2.4
12 公 債 費	21,142	4.3
13 諸 支 出 金	0	0
14 前 年 度 繰 上 充 用 金 費	15,944	3.2
15 予 備 費	2,999	0.6
歳 出 合 計	495,074	100.0



1. 歳 入

(単位千円)

款	収入済額	比率
1 村 税	30,677	6.2
2 地 方 譲 与 税	2,197	0.4
3 自 動 車 取 得 税 交 付 金	2,586	0.5
4 地 方 交 付 税	284,817	57.5
5 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	79	0.0
6 負 担 金 及 び 負 担 金	1,030	0.2
7 使 用 料 及 手 数 料	4,119	0.9
8 国 庫 支 出 金	47,080	9.5
9 県 支 出 金	49,140	10.0
10 財 産 収 入	1,614	0.3
11 寄 附 金		
12 繰 入 金		
13 諸 収 入	5,562	1.1
14 村 債	66,400	13.4
歳 入 合 計	495,302	100.0



られたが、住民要望の村道舗装には期待する程の成果は見られなかった。赤字財政脱却を優先する余り建設事業が縮小されたとするならば、反省の要あるものと思われる。継続負担の庁舎建設関係費も償還済みとなり、今後に於いてこの点をふまえて対処するよう望む。收支決算に於いて二十二万七千七百三円の剰余を生じたもののその内容に於いては長後漁港の如く繰延べされた工事があり、時期的にある程度止むを得ない点もあったが、工事の繰延べは次年度の工事にも大きく影響し、加えて受益住民の期待に反する故、考慮を要す。

二、国保会計について
 国保税調定額二千六百二十二万三千円に対して収入済額一千九百三十万二千円で、収納率は八十九、二%に止まった。収入未済額二百三十二万一千円の中には過年度滞納分百四十一万七千円が含まれているが、長期的滞納額については特に徴収に当り留意されたい。保険給付に於いて予算額四千五百十九万七千円に対し支出額は四千三百九万一千円に止まり二百十万五千円の不用額を出している。地域住民が健康に恵まれ療養諸費の支出減であるならば大いに喜ばしいことではあるが、地理的悪条件のため医療機関及び医療の恩恵に浴せず耐乏の生活を送っている人々の救済方について今後共配慮することを望む。実質収支に於いて差引五百七十万八千円の剰余を来しながら、地方自治法第二百三十三条の二の規定による基金繰入がなされず、繰越金として全額翌年度の歳入に組み込まれたことは当を得ないものと思われる。これは佐井村財政調整基金条例にも違反するものである。理事者はこの点について被保険者の税負担軽減のための措置と説明しているが、前記の如く佐井村は医療格差の大きい集落地帯であり、法定の基金積立てを行ない、この資金により恵まれない地域への施策を及ぼすよう期待するものである。

三、簡水会計について
 給水源の拡張、増補工事により全県的に及んだ干ばつの一時期を救ったことは高く評価される。更に水源難に悩む矢越、磯谷地区の水不足解消のため送水管延長工事を実現したことも当を得た施策と思われる。ただし配管工事に難点があり工事完了後、再度に亘り故障を生じ、多額の修理費を投じ、住民に不便と不安を抱かせたことは遺憾である。委託工事であっても工事中の現場監督や中間検査の方法を考えるべきだと思われる。これは単に水道工事に限らず建設事業全般について配慮すべきである。自主財源とも云うべき使用料及び手数料の調定額八百十三万八千円に対し、経費支出額一千二百

九十八万八千円であるが、今後共平年時に於いて約四百万円余の一般会計からの繰入れが必要とされるであろう。水道料金の引き上げには、住民の抵抗もあると思われるので、極力漏水対策は経費の節減を図り、料金徴収に於いて滞納を来さぬよう一層の努力を期待するものである。

最後に要望として昭和四十八年度行政を総括概観して福祉面に留意した姿勢はみられるが、村民の関心を促がしたに止まり、その効果は翌年度に現われるものと期待している。村財政多端の折から加えて公有地問題等、不測の事態も発生しているが、きびしい社会情勢を反映し、村民の行政に対する要望は益々強くなるだろうことが予想されます。佐井村振興のために民生安定のために村長始め職員一同し毅然たる態度で対処することを望み、ここに賛成の討論とす

二、国道二七九号線木野部大畑間道路の早期整備促進方について
 佐井村商工会
 会長内田俊雄外二名

三、大間高校通学バス運行について
 田高大間分校父母と
 教師の会

一、第五次漁港整備事業の促進及び計画の完全消化を期する。
 二、県道大間、脇野沢、川内線の早期完成を期する。
 三、県道大間、川内線の改良及び全面舗装の促進を期する。
 四、へき地医療強化のため医師派遣制度の確立と施設整備の財政的助成を期する。
 五、下北半島と津軽半島を結ぶカーフェリーボートの早期就航促進を期する。
 六、西通地区へ全日制高校誘致を期する。

陳情書

三町村議員

連絡協議会 開催さる

一、失業保険認定及び支給所の通年設置について
 佐井村商工会
 会長内田俊雄外五名

川内町、脇野沢村、佐井村は隣接村として当面する諸問題について連密にして、より効果的

な対策を協議するため、去る十月十六日川内町中央公民館に於いて第六回目の協議会が開催され、次の事項を協議し、これが実現のため青森県知事、下北総合開発期成同盟会に要望した。

議会傍聴の方は気軽にお出で下さい。

楽しかった 村民体育大会

第九回村民体育大会が、八月十八日佐井中学校グラウンドで行なわれました。

参加チームは昨年と変わらない十三チーム。朝から、晴れ上がり絶好の運動会日和です。

八時半開会、選手、役員が入場のあと牛滝の船越長四郎さんが聖火台に点火、選手を代表して渡辺隆一さんの宣誓で競技が開始されました。

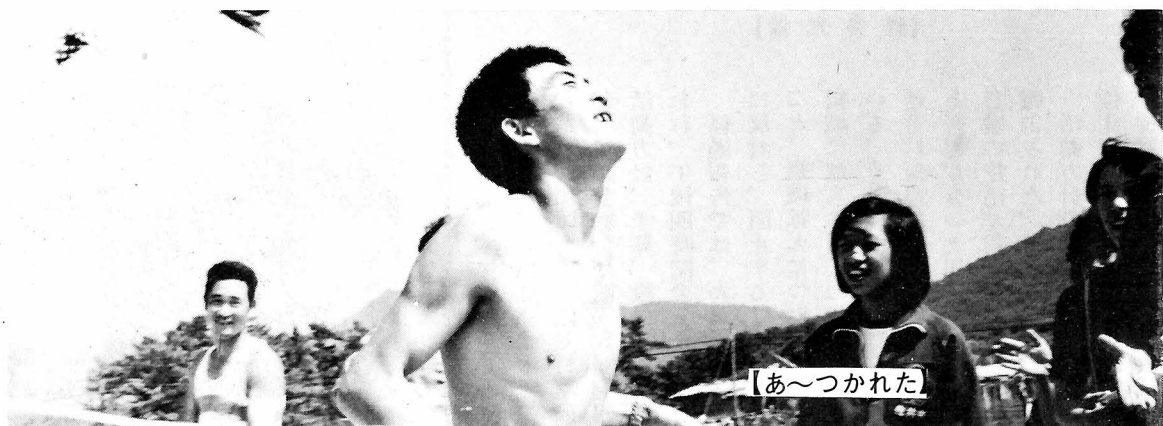
競技が始まる前から各チームの応援合戦、仮装は、観衆の目をうばうものがあった。昼近くになるにつれ各チームの応援も最高潮、まるく輪を作り、ハワイアン、盆おどりを出しての応援は緊張した選手の気持をやわらげるに一役かっていた。競技に、応援に参加したお年寄り、若者のみなさん、今年の種目をもう一度検討し、来年は、もっと楽しい体育大会にしたいものです。



【開会式光景】



【どごたでいだのよ】



【あ〜つかれた】

成人おめでどう

八月十五日午前九時から、振興センター総合研修室で、成人式がおこなわれました。ことし成人になられる人は、昭和二十九年四月一日から昭和三十年三月三十一日まで生まれた男女の方々です。民法第三条は、「満二十年ヲ以テ成年トス」と定めてあるとおり、法律上独立の社会人としての地位を獲得します。成人となられた方々は、まず国民としてもつと

要な選挙権が与えられ、国政や県村の政治に参加するチャンスが得られます。一方財産関係や、身分関係などこれまで未成年者のおきのような法律上の保護は成年者には取り去られ、自分の責任と判断で行動することを要求されるわけです。「ご成年おめでどう」。両親のヒザから離れ、一歩外に出れば、あなたはまだもうおとなです。

しっかりと成人としての自覚を持つてくだ

さい。当村では次の人たちがおとなの仲間いります。

〔敬称略〕

- 【古佐井】 石戸健吉、石沢弘秋、加賀忠夫、黒沢犬、嵯峨高、渋谷政志、竹本学、竹内修人、中村勇孝、中村秀昭、能登秀樹、松林卓磨、宮野真、山本正広、山本俊広、若山勇、若山彰、若山誠、泉田隆子、太田寿子、大畑和子、奥本公子、川岸道子、川岸信子、木下さい子、立崎多美子、能登好子、山本、若山美鈴、



祝昭和49年度成人式

季節労協

総会開かれる



【総会光景】

八月十七日、午後一時半から振興センター総合研修室に七十二人の会員が出席して、佐井村季節労務者協議会総会が開かれ経過報告活動方針、予算、役員改選が行なわれ、午後四時閉会しました。経過報告では、失業保険法改悪に反対し、阻止することが出来たこと。組織拡大については、毎年組織に加入する人の数が限られている。その理由の一つは、季節労務者対策協議会があるから加入する必要がないと思う人もいること。日常生活が目だたないこと等が報告された。活動方針では、一、組織の拡大強化、二、学習活動の実施、三、各種懇談会の開催、四、教宣活動の強化、五、出かせぎ共済への加

- 若山静子、渡辺珠子、
- 【大佐井】 奥本拓、金沢桂、金沢正吾、川越敏哉、木田峰芳、三戸実、島野一夫、島野桂、磯川勝人、中村尚士、長後了、長島修、西村賀博、工藤勝、畠中勝、樋口真、宮野勇、山本則次、松谷敏明、山本喜美男、前田武博、田中正博、岡本玲子、奥本祥子、佐々木秀子、鈴木優子、長島和子、新田信子、長島正子、福田恵美子、山口すが子、山田文子、東出秋子、横浜由紀子
- 【原田】 池田時美、五十嵐繁則、鹿島一三、木部稔、佐藤一元、田井光子
- 【野平】 草刈まち子
- 中文男、滝本弘美、松本政弘、米沢秋男、岡安優子、金沢恵利子、木部美江子、佐藤奈美子、東出ちい、松沢美紀子、松本千代子、萬谷孝子、萬谷綾子
- 【矢越】 川畑信広、館脇隆一、川畑洋子、館脇こめ、福田桃子
- 【川目】 川谷真紀子、伊勢友幸
- 【磯谷】 田中春子、田中福美、田中西子
- 【長後】 滝本清志、池田洋一
- 【牛滝】 山本勝雄、坂井文明、船越勝彦、船越誠、竹内彦三、坂井光子



【成人式光景】

入促進 六、各種動員の積極的参加の六項目があげられました。具体的には、出かせぎしている人の三分の程度しか加入していないので、それらの原因を調査しより多くの人達が加入出来るようにすること。年々、交通事故現場での事故が多くなつて来ているので、その時にそなえ学習活動を通じて知識を身につける必要があること。季労協が独自で行っている共済は掛金、給付金が少なすぎるとの声もあるので色々検討を加え、もっと有利なものを選んで決めること等でした。このあと役員改選に入りましたが、現執行部がそのままやってもらいたいとの人が多く留任となりました。

このあと、懇話会に入り各地区から参加した方々の余興もとびだし、にぎやかなうちに終了しました。

保健婦だより

老人に多い骨の病気

老人に多くみられるものに骨の病気があります。年をとつてくると、骨の中にあるカルシウムの量がしだいに減つてきて、骨が大変もろくなつてきます。そしてこのもろくなつた骨は、ちよつとはずみで折れやすく、また一度折れてしまうと、なかなかおりにくいものです。

骨の老化の予防方法

① 適度の運動

骨に刺激および、骨の細胞の活動をさかんにしますので、散歩などもよいことです。老人だからなるべく静かにしていようという考えは間違いです。

② 食生活

たんぱく質に富み、カルシウムを多く含む、ビタミンCの豊かな食事をとるようにします。たんぱく質は、肉ばかりでなく、とうふ、みそなどの植物性たんぱく質をとるよう心がけましょう。カルシウムは、牛乳、小豆かなに含まれています。

サラリーマンの税金は年末調整で精算されます

サラリーマンの税金は、年末調整で精算されます。

サラリーマンの税金は、年末調整で精算されます。①今年中に配偶者や扶養親族に異動があった人 ②本人が住むために住宅を新築したり、新築住宅を購入した人で二年目以降の住宅取得控除を受ける人 ③住宅貯蓄控除を受けられる人などは、特に手続きを忘れないようご注意ください。

密漁防止

密漁防止について

十月三十一日、大間警察署主催で、大間町、風間浦村、佐井村の一町二ヶ村の漁業組合、海産物商役場のメンバーで、密漁対策について話し合いを行いました。

その結果、1、密漁対策協議会の設置、2、保安庁の支所誘致、3、販売先の協力等を決定しました。減少する海産物の保護とまじめに働く漁業者のため皆さんのご協力を切にお願い申し上げます。

佐井派出所からおしらせ

おしらせ

去る十月末日に佐井派出所にパトカーが配置されました。今までは、遠隔地の部落には数える程度しか巡回できず、ご不便を感じさせていましたが、今後は、出来るだけ多く各部落を毎戸に訪問して警察に対する苦情、意見、要望を聞きみなさんの期待に沿う所存です。現在私の考えていることは、一、部落で急病人、負傷者があつた場合の搬送 二、老人等で病院に通っている人達に対し、部落に巡回の都度立寄りパトカーで病院まで送ること

をとりあえず実行するつもりです。からパトカーを見かけたら、遠慮なく手を上げ、気軽に利用して下さい。

その他、パトカーの効率的運用についてみなさんのご意見がありましたら封書、口頭、電話等でご連絡下さい。

連絡先 佐井派出所(工藤) 電話 二二一八番

児童手当

制度のあらまし

を呈しております。九十歳以上とは、満年齢のことで「数え年」ではありませんのでお知らせします。

◎児童手当の支給資格と支給額

児童手当は、日本国内に住所がある日本国民が、つぎの要件にあてはまるときに支給されます。

- 1) 十八歳未満の児童を三人以上養育しており、そのうちの一人以上が、義務教育終了前の児童(中学校を卒業するまでの児童)であること。
 - 2) その人の前年の収入が、一定の額(たとえば、扶養親族が五人の場合三百二十二万円)に満たないこと。
- 《支給額》
- 児童手当の額は、三人以上の児童のうち、出生順に数えて三人目以降である。義務教育終了前の児童一人につき、月額三千円です。

なお、この額は、昭和四十九年十月分から四千円になります。

老人クラブ

連合総会

八月二十日午前十時から、振興センター総合研修室に一七十七人が出席して、第二回佐井村老人クラブ連合会総会が開かれました。

会議は、下北地方福祉事務所長外多数来賓の祝辞を受け、今後の活動方針を万場一致で決定しました。この他、村から七十三歳以上の方二百人に老人安全杖がくばりたいへんよろこばれました。

「満年齢」と「数え年」

高齢者が(九十歳以上)お亡くなりになったときは、役場で弔辞



戸籍の窓口

十一月十二日現在

◎ お誕生おめでとう

- 工藤 修 (勘一) 古佐井
- 奈良 晃 (光男) 古佐井
- 佐賀富久子 (泰) 古佐井
- 奥本 裕一 (次男) 大佐井
- 奥本 城司 (好勝) 大佐井
- 石黒 紀夫 (清三郎) 原田
- 奥本 直子 (昭典) 古佐井
- 横浜 礼子 (常夫) 原田
- 川岸 均 (光正) 大佐井
- 柳田 理香 (享) 大佐井

◎ ご結婚おめでとう

- 遠藤 郁夫 (富岡町)
- 東出 昭子 (磯谷)
- 工藤 富秋 (札幌市)
- 東出 春子 (川目)
- 増田 孝一 (真岡市)
- 松谷 洋子 (大佐井)
- 越善 重光 (むつ市)
- 福田 戈子 (磯谷)
- 小川 清一 (練馬区)
- 横浜美佐子 (磯谷)
- 奥瀬 一弘 (三沢市)
- 田中あつ子 (福浦)
- 山本 信二 (古佐井)
- 倉持 麗子 (豊田町)
- 倉内 登 (青森市)
- 若山 トサ (古佐井)

- 細川 正義 (古佐井)
- 畑中美津子 (大佐井)
- 吉松 正人 (鹿兒島市)
- 東出そめ子 (磯谷)
- 安房 寛 (玖珂町)
- 松谷あや子 (大佐井)
- 熊谷 哲男 (風間浦村)
- 島野 睦子 (大佐井)
- 清水 文明 (浜北市)
- 奥本つぎ子 (大佐井)
- 若山恵佐雄 (古佐井)
- 渡部 陽子 (男鹿市)
- 加藤 俊治 (酒田市)
- 奥本 薫 (大佐井)
- 中浜 忠男 (寄島町)
- 伊藤よしの (古佐井)
- 和田 幸夫 (上砂川町)
- 田中わか子 (福浦)
- 小笠原義行 (大佐井)
- 杉本 清美 (横浜市)
- 滝本 将人 (士別市)
- 佐賀ひさ子 (古佐井)
- 川畑 豊樹 (矢越)
- 浦本 六子 (御所浦町)
- 横浜 邦弘 (磯谷)
- 柳谷真喜子 (むつ市)
- 柴田 正人 (大間町)
- 米沢 信子 (原田)
- 金沢 一夫 (大佐井)
- 竹内 静子 (牛滝)
- 七戸 守 (大佐井)
- 田中 ゆみ (福浦)
- 宮沢 光夫 (大佐井)
- 松沢 俊江 (原田)

◎ おくやみ申し上げます

- 竹内 典和 (古佐井)
- 金沢 鈴子 (原田)
- 葛西 義昭 (青森市)
- 奥山 光恵 (野平)
- 新山 剛 (むつ市)
- 石沢 伸子 (古佐井)
- 松村 正昭 (一宮町)
- 小笠原とし子 (大佐井)
- 島野 芳治 (目黒区)
- 宮田 康子 (原田)
- 池田 隆雄 (足立区)
- 菊池都美子 (古佐井)
- 奥本 一 (大佐井)
- 藤野ひろ子 (函館市)
- 山本 また (要吉) 古佐井
- 吉浦清太郎 (亀治) 磯谷
- 宮川 恵子 (勇二) 大佐井
- 川村 こと (喜代八) 磯谷
- 坂井孝一郎 (とめ) 古佐井
- 黒沢 光男 (ゆき) 大佐井
- 金沢 五郎 (武光) 大佐井
- 加藤 りゑ (長治郎) 原田
- 坂井三枝子 (藤太郎) 古佐井
- 加賀 いそ (誠一) 大佐井
- 加賀 平吉 (忠一) 古佐井
- 金沢 きわ (繁松) 原田

村政の窓口

- 八月四日 郡連合PTA研修会
- 八月 老人クラブ連合会役員会
- 山振二期対策協議会
- 函館・下北子供会交流会
- 八月四日 乳児相談会
- 十五日 成人式
- 十七日 季節労働者協議会総会
- 十八日 村民体育大会
- 二十日 老人クラブ連合会総会
- 二十一日 母親教室
- 九月五日 長後漁港入札
- 六月 県議会水産常任委員来村
- 十日 昭和四十九年度漁港関係事業中間検査
- 子宮ガン検診
- 老人検診 (原田)
- 十一月 老人検診 (両佐井)
- 十二月 秋の交通安全対策協議会
- 十一月 八幡宮祭典
- 十月 母親教室
- 十月 定例協議会
- 十月 定例会
- 十月 戸籍監査

- 十月二日 戸籍監査
- 十月八日 家庭健康大学
- 民生委員推せん会
- 十四日 成人病生活指導
- 十六日 電話ダイヤル化
- 二十三日 敬老会 (両佐井)
- 十一月三日 佐井小百周年記念式典

こよみと行事

- 十一月二十三日 勤労感謝の日
- 十二月四日 人権週間
- 七日 大雪
- 八日 針供養
- 冬至

火事、緊急の場合は
119番へ
佐井分署
電話 **2266**

あせている
今があなたの
赤信号